



**【期間】4月21日(月)～7月下旬(予定)**

新庁舎建設工事が進み、東別館への進入路および来庁者駐車場が左図のとおり変更となります。  
ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

**行政**  
infomation

**東別館の駐車場を変更します**

問庁舎整備室 (☎05-6907)

**行政**  
infomation

**市立長浜病院職員を募集します**

問市立長浜病院総務課 (☎68-2324)

職種	採用予定人員	受験資格	試験日	申込締切
歯科衛生士	1人	昭和54年4月2日以降に生まれ、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)による歯科衛生士の免許を有する人で、市内または近接地に居住でき、夜間等の緊急呼び出しに容易に応じられる人	5月17日(土)	5月8日(木)
調理師(臨時職員)	1人	調理師の免許を有する人	随時	

**【試験会場】市立長浜病院**  
○歯科衛生士の採用について、受験申込書は市立長浜病院総務課にあります。郵送で請求する場合は、封筒の表に「歯科衛生士職受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(120円切手を貼付して宛先・郵便番号明記)を同封して、右記まで送付してください。  
○調理師の採用について、詳しくは右記まで問合せください。

**問合せ・申込先**  
長浜市職員選考委員会  
＜市立長浜病院事務局総務課内＞  
〒526-8580 大戌亥町313番地  
(☎68-2324 〈直通〉)

**《補助金説明会を開催します》**

【とき】4月25日(金)13時30分  
【ところ】市役所別館4階 第4会議室

- 補助対象事業
  - 地域資源活用事業…地域資源を活用した新商品等の市場化・販路開拓に関する取組み
  - バイオ技術等連携事業…長浜サイエンスパーク内の大学や企業との連携等技術を活用して行う事業の取組み
- 【補助対象者】
  - 市内に本社または、事業化の拠点を有する中小企業者等(農林漁業者を除きます)
- 【補助率】2/3
- 【補助限度額】200万円(事業予算1000万円)
- ※補助対象事業費100万円以上の事業に限る
- 【申請期間】5月13日(火)～19日(月)
- ※公募案内・申請書様式は市のホームページからダウンロードできます。

**行政**  
infomation

**チャレンジする中小企業を応援します!**  
『ながはまローカルチャレンジ応援補助金』

問商工振興課 (☎65-8766)

**行政**  
infomation

**中小企業退職金共済制度について**

問商工振興課 (☎65-8766)

**行政**  
infomation

**軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費等を助成します**

問しよがい福祉課 (☎65-6518)

4月から軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業が始まります。

**【対象】**  
次の①～③の要件をすべて満たす18歳未満の児童  
①保護者が県内に居住している児童  
②原則として両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満で、障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならない児童  
③補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると滋賀医科大学医学部附属病院もしくは滋賀県立小児保健医療センターの医師が判断する児童

※平成26年度については、事業開始から半年間は特例措置があります。  
※保護者の所得によって、助成対象外となる場合もあります。

**【補助対象経費】**  
補聴器の購入費、修理費  
※修理費は、18歳到達年度末まで助成の対象となります。

**【補助額】**  
基準額の2/3  
※保護者の所得によって、基準額の全額が助成される場合もあります。

**【申請先】**  
しよがい福祉課(東別館1階)  
※補助対象となる機種や申請方法など、詳しくは右記担当課まで問合せください。



**行政**  
infomation

**長浜市景観まちづくり計画を変更しました**

問都市計画課 (☎65-6566)

4月1日に長浜市景観まちづくり計画を変更し、新たに北国街道木之本宿を特定景観形成重点区域に指定しました。

今後、北国街道木之本宿において、宿場町としての木之本の風情を後世に受け継いでいけるよう、伝統と新しさが調和した景観づくりを進めていきます。

※区域は、かつての北国街道のうち、木之本町木之本字横町から同字北ノ町までの延長約890mの区間で、道路および道路線両側から15m、約2.5haの範囲です。(左図のとおり)

※景観形成基準等の詳しい内容については、長浜市景観まちづくり計画をご覧ください。(市ホームページに掲載しています。)

**行政**  
infomation

**国民健康保険証の手続きをお忘れなく**

問保険医療課 (☎65-6512)

こんなときは14日以内に右記担当課まで届け出てください。

- 国民健康保険の喪失届出
- 勤務先の健康保険等に加入したとき、または被扶養者の認定を受けたとき
- 国民健康保険の加入届出
- 勤務先の健康保険等の資格を喪失したとき、または被扶養者の認定を外れたとき(以前の保険の資格を喪失した日から国保加入となります)

※自動では切り替わりませんのでご注意ください。